注1　事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備ごとに別葉とすること。

2　「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。

3　「ネットワーク品質」の欄は、電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

4　各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とすること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

（事業用電気通信設備規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に電気通信事業の用に供している事業用電気通信設備については、この省令による改正後の事業用電気通信設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　前項の期間内に、前項に掲げる事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該設備を新設備規則第三十五条の二の二（第三十五条の六の二、第三十五条の十四の二、第三十五条の二十一、第三十六条の七及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。附則第七項において同じ。）の基準に適合させるための合理的と認められる計画を総務大臣に提出した場合には、当該設備を当該基準に適合させるまでの間、当該設備は当該基準に適合しているものとみなす。

4　この省令の施行の際現に電気通信事業の用に供しているＰＨＳ用設備の端末系伝送路設備（新設備規則第十一条第三項に規定するものを除く。）については、当分の間、新設備規則第十一条の規定は適用しない。

（電気通信事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

5　電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている管理規程について、この省令の施行の日から三月以内にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させなければならない。

（電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）

6　この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以後である報告から適用する。ただし、新報告規則第七条の五の規定は、報告期限が平成二十六年四月一日以後である報告から適用する。

7　新報告規則第七条の二第二項の規定は、附則第三項の規定により、新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合しているものとみなされている事業用電気通信設備に係る報告については適用しない。

告　　示

○総務省告示第二百六十七号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第四項の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月一日から施行する。

平成二十四年七月十二日

総務大臣　川端　達夫

第一条第二項中「接続されるものに限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同項第一号中「以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　規則第十六条第四項の規定により規則第十一条の規定を適用しないＰＨＳ用設備は、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備であつて、当該ＰＨＳ用設備に係るサービス提供区域が他のＰＨＳ用設備（規則第十六条第四項の規定が適用されるものを除き、利用者が同じ移動端末設備を用いて通信を行うことができるものに限る。）に係るサービス提供区域内にあるものとする。

○総務省告示第二百六十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十四号（管理規程の細目を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月一日から施行する。

平成二十四年七月十二日

総務大臣　川端　達夫

表中

七　重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置	(1)　緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応すること。 (2)　ふくそう時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。 (3)　ふくそうの拡大防止に関すること。

を

七　重要通信の確保、ふくそう対策並びにふくそう発生時の体制及び措置	(1)　緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関する考え方に関すること。 (2)　電気通信回線設備の通信容量に関する基本的なこと。 (3)　ふくそう発生時における通信規制及び重要通信の優先的取扱いの具体的な方法に関すること。 (4)　ふくそう発生時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。 (5)　ふくそうの拡大防止に関すること。

に改める。